

包括連携協定書

中京大学（以下「甲」という。）と公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下「乙」という。）は、相互の連携に関する基本的事項について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携のもと、多様な人々が生きる社会の実現を目指し、共創・協働を通じて、地域社会の形成及び人材育成に資することを目的とする。具体的には、ユニファイドスクールの推進を目指して、相互に連携及び協力を図るため、必要な基本的事項を定めることを目的とする。ここで、ユニファイドスクールとは、ユニファイドスポーツ（Unified Sports®）の機会を学生や学校関係者に提供することで、スポーツを通じて知的障害のある人との人が、お互いの理解を深めること、またその結果として社会的インクルージョンを促進させることを目的とする乙の取組みをいう。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）教育・研究に関すること
- （2）人材育成に関すること
- （3）障害者スポーツに関すること
- （4）地域社会の向上に関すること
- （5）その他甲及び乙が必要と認めること

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、具体的な連携内容、推進方法及び役割などについて隨時協議を行うものとする。

3 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自ら誠実に遂行するものとする。但し、本条の定めは、甲及び乙に対して法的義務を課すものではなく、相手方から提供を受けた情報等に不備等があった場合でも、互いに損害の賠償を求めることはできないものとする。

（有効期間）

第3条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、本協定書の有効期間満了日の3箇月前までに当事者のいずれからも更新しない旨の通知がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示若しくは漏洩し、又は目的以外に使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、本協定の有効期間終了したとき、又は相手方から求められたときは、秘密事項を破棄し、又は相手方に返還しなければならない。

（その他）

第5条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合の取り扱いは双方の協議によるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有する。

2022年 5 月 2 日



甲 愛知県名古屋市昭和区八事本町 101-2
中京大学
学長 梅村 清英

梅村 清英



乙 東京都港区西新橋 2-22-1 西新橋 2 丁目森ビル 7 階
公益財団法人スペシャルオリンピックス日本
理事長 有森 裕子

有森 裕子